

「指定訪問介護」「指定訪問介護相当サービス」

重要事項説明書

令和6年6月1日現在

当事業所はご契約者に対して訪問介護サービスを提供させていただくに際し、厚生省令第37号第8条に基づいて、契約を締結する前に、知っておいていただきたい当事業所の内容を説明させていただきます。

1. 訪問介護を提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団 山岸内科
主たる事務所の所在地	山口県山口市小郡新町六丁目5番3号
代表者名	理事長 山岸 隆
電話番号	(083) 972-2788

2. ご契約者へ訪問介護サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地など

事業所の名称	ケアホーム小郡ヘルパーステーション
施設の所在地	山口県山口市小郡新町二丁目10番21号
開設年月	平成30年1月1日
介護保険事業所番号	3570303333
管理者の氏名	水津 知巳
サービス提供実施地域	山口市、宇部市、美祢市
電話番号	(083) 974-5111
FAX番号	(083) 974-5112

(2) 事業の目的、運営方針

事業の目的	要介護（要支援）状態又は事業対象者であるご契約者に対して、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等の生活全般にわたる援助を行うことを目的とします。
運営の方針	事業者は、ご契約者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施にあたっては、人員の確保、教育指導に努め、ご契約者個々の主体性を尊重し、地域の保健、医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

(3) ご利用事業所の職員体制 (令和6年6月1日現在)

職種	従事する業務内容	人員
管理者	職員管理業務等	1名(常勤)
サービス提供責任者	サービス利用の受付と訪問介護計画の作成等	1名(常勤) 訪問介護員兼務
訪問介護員	訪問介護サービスの提供	8名(常勤) サービス提供責任者兼務1名 5名(非常勤)

(4) サービス提供日時

サービス提供日時	月曜日から日曜日			
	通常時間帯	早朝	夜間	深夜
	8:00~18:00	6:00~8:00	18:00~22:00	22:00~6:00

3. 当事業所が提供するサービス(契約書第4条)

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

<サービスの概要>

○身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等、日常生活上の世話をを行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画(ケアプラン)がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護

- 入浴介助 …入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く(清拭)などします。
- 排せつ介助 …排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助 …食事の介助を行います。
- 体位変換 …体位の変換を行います。
- 通院介助 …通院の介助を行います。

② 生活援助

- 調理 …ご契約者の食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません。)
- 洗濯 …ご契約者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行いません。)
- 掃除 …ご契約者の居室の掃除を行います。(ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)
- 買い物 …ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。(預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

4. ご利用料金（契約書第5条、第8条）

サービスをご利用の場合は、原則として介護報酬の1割又は2割、3割がご契約者の自己負担額（料金表）となります。

ただし介護保険の支払限度額を超えてサービスをご利用になった場合は、超過分は全額ご契約者の自己負担となります。

なお、保険対象外のご依頼に対しては、全額自己負担となり別途契約が必要となります。

（1）料金表（単位：円）

訪問介護

介護給付サービス区分	サービス時間	介護費（1人派遣）	介護費（2人派遣）
身体介護中心	～ 20分未満	163円	326円
	20分 ～ 30分未満	244円	448円
	0.5 ～ 1.0時間未満	387円	774円
	1.0 ～ 1.5時間未満	567円	1,134円
	1.5 ～ 2.0時間未満	649円	1,298円
	これ以上30分増すごとに	82円を加算	164円を加算
生活援助中心	20分以上 ～ 45分未満	179円	358円
	45分以上	220円	440円

訪問介護相当サービス

訪問介護相当サービス区分	訪問利用回数	1か月の利用料金
訪問型サービスⅠ	週に1回程度	1,176円
訪問型サービスⅡ	週に2回程度	2,349円
訪問型サービスⅢ	週に2回程度を越える場合	3,727円

加算について（訪問介護）

緊急時訪問加算	利用者又は、家族の要請により、計画にないサービスを緊急に行った場合	1回につき100円
夜間帯加算（午後6時から午後10時）		基本料金に25%加算
早朝帯加算（午前6時～午前8時）		基本料金に25%加算
深夜帯加算（午後10時～午前6時）		基本料金に50%加算

加算について（訪問介護・訪問介護相当サービス）

初回加算	新規の方に対して、サービス提供責任者が初回訪問若しくは初回同行した場合	1月につき200円
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数にサービス別加算率（22.4%）を乗じた単位数を加算	

減算について

同一建物減算Ⅰ	事業所と同一敷地内又は、隣接する敷地内の建物に訪問する場合（20人以上）	10%減算
同一建物減算Ⅲ	事業所と同一の建物等に居住する利用者の割合が90%以上の場合 ※令和6年11月1日以降	12%減算

(2) 交通費（契約書第8条）

- ① 当事業所のサービス提供実施地域（山口市、宇部市、美祢市）へのサービス提供の場合は無料です。ただし、居宅以外でサービスを提供する場合（通院介助・受薬・入退院、入退所時の付き添い）については、交通費の実費を請求させていただく場合も有ります。
- ② 当事業所のサービス提供実施地域以外の場合は、公共交通機関による交通費の実費また、自動車を利用した場合は次の金額を請求させていただきます。いずれの場合もご契約者に文書で説明し同意をいただきます。

自動車を利用	1kmあたり
	30円

(3) 料金の請求及びお支払方法（契約書第8条）

利用料・その他費用の請求方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月12日前後の訪問日に当事業所の訪問介護員が前月分の請求書を持参、又は郵送いたします。
お支払い方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山口銀行による「自動引落し」とさせて頂いておりますので、手続きをお願い致します。 ・ 毎月20日に引落しさせていただきます。 ・ 20日に引落しが出来ない場合は、指定口座に振込みをお願い致します。 ・ 現金にてお支払いを希望される場合は、おつりがない様準備の上、請求月末日までにお支払い下さい。
領収書の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「自動引落し」の領収書は翌月の12日以降に発行致します。 ・ 「自動引落し」領収日は引落し完了日となります。 ・ おつりがある場合は、おつりと領収書を後日お届けします。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条）

- ① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- ② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

(5) キャンセル料（契約書第9条）

ご契約者の都合により、サービスの利用をキャンセルする場合は、サービス実施日の前日の午後5時までに事業所に申し出てください。当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料を請求させていただきます。

前日5時までに申し出の場合	無料
前日午後5時までに申し出がなかった場合 当日の申し出、又は申し出なく不在の場合	キャンセル料 訪問介護員の交通費分

※ただし、ご契約者の急変、急な入院等のやむを得ない事由がある場合は、キャンセル料を請求いたしません。

5. 要介護認定等を受けておられない方の利用料（訪問介護相当サービスは対象となりません）

(1) サービス利用料の全額を一旦お支払いいただきます。事業所は「サービス提供証明書」を発行します。要介護認定などの結果が出た後、自己負担額を除く金額が、介護保険からご契約者に払い戻されます。（償還払い）但し、「暫定居宅サービス計画」が作成されている場合は、自己負担分のみお支払いいただきます。

(2) 認定結果が「自立」の場合は、「暫定居宅サービス計画」の作成有無にかかわらず、全額自己負担となります。要介護、要支援の認定を受けても、「暫定居宅サービス計画」が作成されていない場合サービス利用料の全額を一旦お支払いいただき、償還払いとなります。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第6条）

① ご契約者からの交替の申し出選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合はご契約者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条）

① 定められた業務以外の禁止

ご契約者は訪問介護計画に定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたってご契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第10条）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第14条）

訪問介護員は、ご契約者に対するサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①医療行為②ご契約者もしくはそのご家族等からの金銭又は物品の授受③ご契約者のご家族等に対するサービスの提供④飲酒及び喫煙⑤ご契約者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動⑥その他ご契約者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為 |
|---|

(6) サービス提供責任者

サービス提供責任者はご契約者からのサービス利用申込みに関する調整や訪問介護計画の作成などはじめ、次のような業務を担当します。利用にあたって疑問点やご心配な点サービス内容を変更したい時には、サービス提供責任者にお気軽にお尋ねください。（担当の訪問介護員に直接お申し出頂いてもかまいません。）

<サービス提供責任者の業務>

- ①訪問介護サービスの利用の申込みに関する調整
- ②ご契約者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ③居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議への出席など）
- ④訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示
- ⑤訪問介護員の業務の実施状況の把握
- ⑥訪問介護員の業務管理
- ⑦訪問介護員の研修、技術指導
- ⑧その他サービスの内容の管理について必要な業務

※ ご契約者の担当サービス提供責任者は 弘中 牧子 です。

7. 緊急時の対応（契約書12条）

サービスの提供中にご契約者の容態の変化等があった場合は、ご契約者の主治医、又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先（救急隊、ご家族、介護支援専門員等）に連絡いたします。

協力医療機関	名 称	医療法人 山岸内科
	院 長 名	山岸 隆
	所 在 地	山口県山口市小郡新町六丁目5番3号
	電 話 番 号	(083) 972-2788
	診 療 科	内科・循環器科

8. 事故発生時の対応（契約書第15条・16条）

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご契約者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご契約者がお住まいの市区町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、当事業所の訪問介護サービスにより、ご契約者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

9. 非常災害対策（契約書24条）

- (1) 事業者は、消防法施行細則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するため計画に基づき、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (2) 事業者は、非常災害時に山口市消防署及び山口市高齢者福祉課へ速やかに通報できる体制を確保します。

10. 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。発生時の対応についてはマニュアルを作成し、研修および訓練を行います。

11. 虐待防止に関する事項（契約書25条）

- (1) 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
 - ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 2. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の 利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 3. 守秘義務（契約書第13条）

- (1) 事業者、サービス従事者又は従業員は、正当な理由がなくその業務上知り得たご契約者及びご家族等に関する事項を第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、ご契約者に医療上、緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でご契約者又はご家族の個人情報を用いることができるものとします。

1 4. サービスに関する相談・要望・苦情申立（契約書第23条）

当事業所が提供した訪問介護サービスに関する相談・苦情は、事業所のご契約者相談窓口までご連絡下さい。速やかに対応いたします。又、市区町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

ケアホーム小郡ヘルパーステーション	担当者 <u>水津 知巳</u> 午前7：00～午後7：00（月曜日～日曜日） TEL (083) 974-5111 FAX (083) 974-5112
-------------------	--

(2) 行政機関その他苦情受付期間

山口県国民健康保険団体連合会	午前8：30～午後5：15（土日祝を除く） TEL (083) 995-1010 FAX (083) 934-3665
山口市役所 健康福祉部介護保険課	午前8：30～午後5：15（土日祝を除く） TEL (083) 934-2805 FAX (083) 973-8154

<p style="text-align: center;">宇部市役所 健康福祉部高齢者総合支援課</p>	<p style="text-align: center;">午前8：30～午後5：15（土日祝を除く） TEL（0836）34-8396 FAX（0836）22-6026</p>
<p style="text-align: center;">美祢市役所 市民福祉部高齢福祉課</p>	<p style="text-align: center;">午前8：30～午後5：15（土日祝を除く） TEL（0837）52-5229 FAX（0836）52-1490</p>

令和 年 月 日

指定訪問介護（指定訪問介護相当）サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 所在地 山口県山口市小郡新町二丁目10番21号

事業所 ケアホーム小郡ヘルパーステーション

氏 名 _____ 水津 知巳 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護（指定訪問介護相当）サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

上記代理人（代理人を選定した場合）

住 所 _____

続柄（ ）氏 名 _____ 印